

秋田県公報

告示

目次

ページ

○字の区域の変更(九一三・市町村課)	1
○生活保護法による医療機関の指定(九一四・福祉政策課)	3
○生活保護法による指定医療機関の変更(九一五・福祉政策課)	3
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(九一六・福祉政策課)	3
○生活保護法による指定医療機関の指定(九一七・大館保健所)	4
○結核予防法による医療機関の指定(九一八・大曲保健所)	4
○結核予防法による医療機関の指定(九一九・建設管理課)	4
○公共測量実施の通知(九一九・建設管理課)	4
○道路の供用開始(九二〇・道路環境課)	5
○道路区域の変更(九二三・道路環境課)	5
○土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)	6
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	6
○共同施行等土地改良事業の換地処分の届出(北秋田地域振興局農林部)	6
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課 三件)	6
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(二四三)	8
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二四四)	9
公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指定医の指定(二四四)	9

告示

秋田県告示第九百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、山本郡山本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
山本郡山本町志戸橋字羽立後 七六の二、七七の二、七八の二、七九の二、八〇の二、八一の二、八二の二、八三の二、八四の二、八五の二、八六の二、八七の二、八八の四、八九の四、九〇の四、一〇七の二、一〇七の三、一〇八の二、一二〇、一二一、一三〇六から一三八まで、三三九の一、三三九の二、三四〇の一、三四〇の二、三四一の一、三四一の二、三四二の一、三四二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字 割道
山本郡山本町志戸橋字御忠進 一の二、一の三、三の三から三の五まで、三の七、三の八、一三の二、一四の二、一四の三、一五、一六の二、一六の三、一六の五、一七、三六、三七、四二の二、四五の二、四五の五、四六の四、四八、五一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
山本郡山本町志戸橋字大下 七七、七八、七九の二の一部、一五五の一、一五五の二の一部、一五五の三、一五五の六の一部、一五五の七、一五五の九の一部、一五五の一〇、	

一五七及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字上田 四三の一から四三の四まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字割道 四〇一の一から四〇一の三まで、四〇二の一、四〇二の二、四〇三の一、四〇三の二、四〇四の一、四〇四の二、四〇五の一、四〇五の二、四〇六から四〇九まで、四一〇の一、四一〇の二、四一五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに三五七の四、三六八の二、三六九の二、三七〇の二、三七一の二、三七二の二、三七三の二、三七四の二、三七五の三、三七六の三、三七七の二、三七八の二、三八二の二、三八三の二、三八五の二、三八六の二、三八七の二、三九五の二に隣接する道路、水路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字大下 一四二の二、一四二の三	山本郡山本町志戸橋字下タ谷地 一の三、一の四、一の七、一の八、三三の一、三四から三九まで、一一九の一、一二〇から一二五まで、一二八から一三〇まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字御忠進 五一の一部	山本郡山本町外岡字志戸橋境 五二の四、五二の五、六三の二九の一部及びこれ
	山本郡山本町志戸橋字下タ谷地	山本郡山本町志戸橋字大下				
らの区域に隣接する道路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字草刈長根 一の四四の一部、一の四六から一の四八まで、一の四九の一部、一の五六から一の五八まで、一の五九の一部、一の六〇の一部、一の九四、一の一〇四の一部、一の二〇五、一の二〇六の一部、一の二〇八の一部、一の二〇九、一の二一〇の一部、一の二一一の一部、一の二一三、一の二一四、一の二一五の一部、一の二一七、一の二一八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字高田 一〇二の一の一部、一一五の一部、一一五の一部、一一六の一部、一一八の一部、一二〇から一二二までの各一部、一二三、一二四の一部、一二五の一部、一二六及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字大下 三四の四、四二の四の一部	山本郡山本町志戸橋字草刈長根 一の二〇から一の二二まで、一の二三の一部、一の二四の一部、一の四四の一部、一の九五、一の九六の一部、一の九七、一の九八の一部、一の一〇〇の一部、一の一〇一、一の一〇二の一部、一の一〇三の一部、一の一〇八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字霜谷地 一の五七の一部、三五の二の一部、三五の三の一部、三六の一部、三八の一部、四〇の一部、四七の一部、五六、五七の一部、五八の一部、六一の	
		山本郡山本町志戸橋字高田				

一の一部、六六の一、六六の二の一部、六六の四及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字高田 一一〇の二、一一〇の三の一部、一一一の四の一部、一一一の六の一部	山本郡山本町志戸橋字霜谷地
山本郡山本町志戸橋字高田	山本郡山本町志戸橋字霜谷地 一の四〇の一部、一の四二の一部、一の四三から一の四五まで、一の四六から一の四八までの各一部、一の五六の一部、二から四まで、三五の一の一部、三五の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	山本郡山本町志戸橋字霜谷地
山本郡山本町志戸橋字高田	山本郡山本町志戸橋字霜谷地	山本郡山本町志戸橋字霜谷地

八五から八七までの各一部、九〇の一部、九八の二の一部、一〇二の一の一部	山本郡山本町志戸橋字大下 一四三の一の一部、一四四の一部、一四五の一、一四六の一の一部、一四六の二の一部、一四八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	霜谷地
山本郡山本町志戸橋字大下	山本郡山本町志戸橋字大下	山本郡山本町外岡字志戸橋境

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
横手みなみ歯科	橋 村 剛 志	横手市婦気大堤字婦気前二百四十四一六	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成十五年十二月六日
八木橋医院	医療法人 興樹会 理事長	横手市前郷一番町十一番七号	外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科	平成十六年九月一日

秋田県告示第九百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

基づき、告示する。

平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項	変 更 年 月 日
-----	-----------	-------	---------	-----------

訪問看護ステーション おだてハチ公	社団法人 秋田県看護協会 会長	大館市大町五十番地	変 更 前	変 更 後	平成十六年十月一日

秋田県告示第九百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
八木橋医院	八木橋 弘 一	横手市前郷一番町十一番七号	平成十六年八月三十一日

秋田県告示第九百十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
殿村薬局 中道 店	秋田県大館市一丁目七十六	平成十六年九月十七日

秋田県告示第九百十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令

第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
合資会社ミナミ 薬局	仙北郡角館町岩瀬字中菅沢四十 五十四	平成十六年九月一日

秋田県告示第九百十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通大臣から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

第1625号

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	横手東由利線	横手市婦気大堤字谷地添六九番二地先から 字下久保九八番一地先まで

県 道		新	旧
		田沢湖停車場線	田沢湖停車場線
		仙北郡田沢湖町生保内字男坂九番二地先から九七番一地先まで	仙北郡田沢湖町生保内字男坂一〇二番二地先から九七番一地先まで
		一六・二〇〇・九五・〇〇	一二・〇〇〇・五三・〇〇
		〇・一三七	〇・一三三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十六年十一月十九日から同年十二月二日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺二十七番地	宮 川 東 典
館越字館回百四十四番地の一	齊 藤 鉄 雄
上樋口字切通百四十八番地	猿 田 政 博
大川谷地中字堰添三十五番地	佐 藤 一 衛
大川石崎字沼田三番地	加 藤 甚 七
大川大川字東屋布百四十八番地	伊 藤 正 春
井川町今戸字寺ノ内二百三十四番地	伊 藤 三 昭
字カチ田百六十五番地	森 田 彪
北川尻字海老沢後二十番地	鷺 谷 忠
飯田川町飯塚字飯塚二十七番地	車 屋 善 也
就任監事の住所及び氏名	二 田 忠 雄
南秋田郡飯田川町飯塚字中谷地百十二番地	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡協和町小種土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年十一月十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北秋田郡鷹巣町坊沢字相善岱尻三十二番地成田忠義ほか百六人から平成十六年十一月十二日土地改良事業（上野地区積雪寒冷地ほ場整備事業）に係る換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
小型貨物自動車（トラックタイプ） 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年一月二十日（木）
- (四) 納入場所
秋田県立男鹿水族館

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話番号〇一八―八六〇―二七三八）

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十一月十九日(金)から同月二十九日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年十二月三日(金) 午前十時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十一月十九日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量

- 木工工作台 十二台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年三月三十日(水)
- (四) 納入場所
秋田県立大館国際情報学院
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八―八六〇―二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十一月十九日(金)から同月二十九日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年十二月六日(月) 午前十時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。 (四) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。 (五) その他 詳細は、入札説明書による。	
物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十六年十一月十九日 秋田県知事 寺田典城	
一 入札に付する事項	
(一) 購入物品名及び数量	
生徒用机・イス 二百七十組	
(二) 購入物品の仕様等	
入札説明書及び仕様書による。	
(三) 納入期限	
平成十七年三月三十日（水）	
(四) 納入場所	
秋田県立大館国際情報学院	
二 入札に参加する者に必要な資格	
(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。	
(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。	
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。	
三 契約条項を示す場所等	
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号	
秋田県出納局管財課契約班（電話番号〇一八―八六〇―二七三八）	
(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法	
秋田県の休日を決める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十一月十九日（金）から同月二十九日（月）までの期間、随時交付する。	
四 入札執行の日時及び場所	

平成十六年十二月六日（月）午前十時四十五分 秋田県庁地下一階管財課入札室 五 入札保証金 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 六 その他 (一) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 (二) 入札の無効 規則第百六十六条に規定するところによる。 (三) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。 (四) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。 (五) その他 詳細は、入札説明書による。	
秋選管告示第百四十三号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。 平成十六年十一月十九日 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一	

五十分の一の数 一九、二八九
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二七、四〇九

秋選管告示第百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十六年十一月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別	
秋田市	八四、六五七
能代市	一四、七二七
横手市	一〇、九四九
大館市	一八、〇八五
本荘市	一二、一三七
男鹿市	八、三七一
湯沢市	九、三六二
大曲市	一〇、六六四
鹿角市鹿角郡	一二、六〇五
北秋田郡	一七、九五四
山本郡	一三、三三三
南秋田郡	一九、八七六
河辺郡	五、二二二
由利郡	二〇、八五八
仙北郡	三二、七一〇
平鹿郡	一八、四七九
雄勝郡	一二、五一一

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第144号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第

41条の2の規定により、次のとおり医師を指定したので、秋田県公安委員会公文例規定（昭和38年秋田県公安委員会規定第1号）第4条の規定に基づき、告示する。

平成16年11月19日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

医 師	病 院 名	住 所
清水 徹 男	秋田大学医学部附属病院	秋田市本道一丁目1番1号
杉 田 多喜男	医療法人興生会横手興生病院	横手市根岸町8番21号
平 野 敬 之	大館市立総合病院	大館市豊町3番1号

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年十月二十九日（号外第一号）掲載の秋田県選挙管理委員会告示第百三十四号（政治団体の収支に関する報告書）

（原稿誤り）

2 報告書の要旨（平成15年分）

15ページ表中、翔洋会の欄

14,692,000	1,916,095	16,608,095	は	14,692,000
------------	-----------	------------	---	------------

1,916,095	16,608,095	の誤り。
-----------	------------	------

79ページ表中、八郎潟町藤原俊久後援会の欄

200,000	200,000	200,000	は	
---------	---------	---------	---	--

200,000 200,000 の誤り。

91ページ表中、横手トライ政策研究会の欄

16,400

16,400

は

16,400

16,400

の誤り。

(1) 政党

ア 寄附の内訳（同一の者からの寄附で年間5万円を超えたもの）

110ページ表中、自由民主党秋田県第一選挙区支部の欄

オフイスで・ら

2,000,000

東京都港区

は

オフイスで

・ら

200,000

東京都港区

の誤り。

発行者
秋田県
印刷所
印刷者

購読料金
一月三千六百七十五円（税込）

秋田県松原印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 0186-287661
FAX 0186-287662
E-mail: matsubara@matsubara-insu.co.jp

松原繁雄